



目次	
規則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則〈4・1掲示〉	1

規 則	

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成19年4月1日(掲示済)	
高知県知事 橋本 大二郎	

高知県規則第52号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「職務の代理をする者」を「職務を代理する者。第4項において同じ。」に改め、同条第4項中「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第171条第2項に規定する吏員(以下この項及び次条第6項において「吏員」という。))でない前項に定める」を「第2項の」に、「吏員に」を「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第153条第1項の知事の補助機関である職員に」に改める。

第4条第1項中「出納長」を「会計管理者」に、「出納局」を「会計管理局」に改め、同条第2項各号を次のように改める。

- (1) 会計企画課にあっては、課長補佐
- (2) 総務企画課、職員厚生課、管財課、企画調整課、危機管理課、健康福祉企画課、文化環境企画課、自然共生課、商工労働企画課、雇用労働政策課、観光振興課、農政企画課、森林企画課、海洋企画課、産業技術振興課及び建設管理課にあっては、課長補佐
- (3) 県政情報課、保健福祉課、医療業務課、こども課、経営支援課、協同組合指導課、都市計画課及び住宅課にあっては、課長補佐
- (4) 税務課にあっては、課長補佐
- (5) 清流・環境課にあっては、チーフ(清流保全担当)
- (6) 県民生活課にあっては、チーフ(交通安全対策担当)
- (7) 教育委員会事務局総務福利課にあっては、会計経理を総括する課長補佐
- (8) 警察本部にあっては、会計課の次長

第4条第5項中「第2項第3号の出納員は当該課に属する公金の出納及び記録管理の事務を、同項第4号から第8号までの出納員は当該課に属する公金の収納の事務を、同項第8号の出納員は物品(占有動産を含む。以下同じ。))の出納、保管及び記録管理の事務を、同項第1号、第2号及び第8号から第12号までの出納員は別に定める課における入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。))の収納及び還付」を「第2項第1号、第2号、第5号、第7号及び第8号の出納員は別に定める課における入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。))の収納及び還付の事務を、同項第3号、第6号及び第8号の出納員は当該課に属する公金の収納の事務を、同項第4号の出納員は当該課に属する公金の出納及び記録管理の事務を、同項第8号の出納員は物品(占有動産を含む。以下同じ。))の出納、保管及び記録管理」に改め、同条第6項中「吏員以外」を「法第171条第2項の知事の補助機関である職員以外」に、「吏員に」を「同条第2項の知事の補助機関である職員に」に改める。

第5条第5項中「出納長」を「会計管理者」に、「出納局」を「会計管理局」に改め、同条第6項中「出納局」を「会計管理局」に改め、同条第8項中「前条第2項第3号」を「前条第2項第4号」に改め、同条第11項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第12項ただし書中「2人以上ある」を「2人以上あるとき又ははない」に改め、同条第13項中「知事部局の」を「法第171条第2項の知事の補助機関である」に、「法第172条第1項に規定する吏員その他の職員」を「同条第2項の知事の補助機関である職員」に改める。

第6条を次のように改める。
(会計管理者に事故がある場合において必要があるときの事務代理者)

第6条 法第170条第3項の規定に基づき会計管理者に事故がある場合において必要があるときにその事務を代理する職員は、会計管理局次長の職にある者とする。

第7条の見出し中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項第4号中「政策法制課、」を削り、「金融課、担い手支援課」を「経営支援課、協同組合指導課」に、「公営住宅課」を「住宅課」に改め、同条第6号中「警察本部会計課の次長の職にある」を「警察本部の」に改める。

第8条第1項中「前条」を「前条第1項第7号及び第8号」に改める。

第9条第1項中「第4条第2項第1号、第2号及び第4号から第12号まで」を「第4条第2項第1号から第3号まで及び第5号から第8号まで」に改める。

第11条及び第12条中「出納長」を「会計管理者」に改める。
第13条の見出し中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第

1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に、「職務代理者」を「事務代理者」に、「職務代理の」を「事務代理の」に改め、同条第3項中「出納長の職務代理者」を「会計管理者の事務代理者」に改める。

第15条の見出し中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「出納長の職務代理者」を「会計管理者の事務代理者」に改める。

第17条、第21条、第22条第2項及び第24条から第26条までの規定中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第29条第1項第3号中「土佐寒蘭センター」を削り、「治療料」を「利用料」に改め、同項第4号中「懐徳館」を削る。

第30条第1項、第31条、第35条、第37条、第38条、第40条第3項、第42条、第44条(見出しを含む。))、第46条第1項及び第47条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第48条の見出し及び同条第1項中「出納長及び」を「会計管理者又は」に改め、同条第2項及び第3項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第49条から第51条までの規定及び第53条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第54条第1項中「前渡できる」を「前渡することができる」に改め、第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、同項第24号中「出納局出納課で単価契約した」を「会計管理局総務事務センターで単価契約をした」に改め、同号を同項第23号とし、同項第25号を同項第24号とし、同条第2項中「(第24号を除く。))」を削り、「前渡できる」を「前渡することができる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、1件の予算額が2万円以下の消耗品であって、会計管理局総務事務センターで単価契約をしたものの購入に要する経費については、資金を前渡することができない。

第54条第3項中「前2項の規定にかかわらず」を「政令第161条及び前2項の規定に基づき資金を前渡することができる場合であっても」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前項ただし書の規定にかかわらず、事業所資金及び常時資金については、第57条第6項の規定による事業所資金残高報告書若しくは同条第7項の規定による常時資金残高報告書の提出がないとき又はこれらの書類の内容が著しく不適正であると認められるときは、重ねて同種の資金を前渡することができない。

第55条第4項中「別記第40号様式の2」を「別記第37号様式の2」に改め、ただし書を削る。

第57条第3項中「生ずる」を「生じた」に、「別に定めるところにより」を「直ちに」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第5項中「別記第64号様式の2による常時資金出納簿」を「別記第64号様式の3による常時資金出納簿(政令第161条第1項第16号に掲げる経費のうち犯罪の捜査又は

犯則の調査に要する経費(報償費に限る。以下「捜査用報償費」という。)に係る常時資金の出納にあっては、別記第64号様式の2による現金出納簿。第59条第1項において同じ。)に改め、同条第7項を削り、同条第6項中「別記第40号様式の3」を「別記第40号様式の2」に、「証拠書類」を「次条第8項の規定による証拠書類」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第7項とする。

ただし、捜査用報償費に係る常時資金については、別記第40号様式の2の2による常時資金残高報告書を毎月末日において作成し、同項の規定による証拠書類を添えて、翌月の10日までに支出命令者に提出しなければならない。

第57条第5項の次に次の1項を加える。

6 県の事業所の資金前渡職員は、別記第40号様式による事業所資金残高報告書を毎月末日において作成し、次条第4項各号に掲げる証拠書類及び金融機関又は郵便局の預金現在高証明書又は毎月末日における預金残高を確認することができる預金通帳の写しを添えて、翌月の10日までに支出命令者に提出しなければならない。

第57条第8項中「課の」を削り、「より」を「よる事業所資金残高報告書又は前項の規定による」に、「うえ、直ちに出納長に報告しなければ」を「上、直ちに会計管理者又は出納員に送付しなければ」に改める。

第58条第1項中「以下この条」を「次項」に、「及び」を「を」に改め、「」に改め、ただし書を削り、同条第2項中「前渡資金精算明細書等」を「前渡資金精算明細書及び証拠書類」に、「のうえ」を「の上」に、「生じないときは」を「生じないときにあっては」に、「生じるときは」を「精算残額を生ずるときにあっては」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第3項中「ときは」を「ときにあっては」に改め、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、第1号に掲げる証拠書類によりその支払の妥当性を証することができる場合は、第2号に掲げる証拠書類の添付を省略することができる。

第58条第4項第1号中「その理由を前渡資金精算明細書に記載するものとする」を「支払を証する書類。第8項において同じ」に改め、同項第2号中「請求書等」を「請求書その他」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 第55条第4項又は第5項の規定により作成した前渡資金引継ぎ書

第58条第7項中「別記第40号様式による前渡資金精算書を毎月作成し」を「別記第40号様式の3による事業所資金精算書を当該会計年度の末日において作成し、別記第40号様式による事業所資金残高報告書」に、「郵便局又は金融機関の預金現在高証明書」を「金融機関又は郵便局の預金現在高証明書又は毎月末日における預金残高を確認することができる預金通帳の写し」に改め、同

項後段及び同条第8項を削り、同条第9項中「別記第40号様式の3」を「別記第40号様式の2」に、「及び前条第7項の規定による証拠書類」を「(捜査用報償費に係る常時資金にあっては、別記第40号様式の2の2による常時資金残高報告書)及び次に掲げる証拠書類(捜査用報償費に係る常時資金にあっては、第1号に掲げる証拠書類に代えて、領収書を別に整理したもの)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる証拠書類によりその支払の妥当性を証することができる場合は、第2号に掲げる証拠書類の添付を省略することができる。

第58条第9項に次の各号を加え、同項を同条第8項とする。

- (1) 別記第39号様式の2による支払明細書(領収書を所定の位置にはり付けたもの)
- (2) 契約書、見積書、納品書、請求書その他支払の際に受領した書類
- (3) 第55条第4項又は第5項の規定により作成した前渡資金引継ぎ書

第58条第10項中「前項の規定により前渡資金精算書等」を「第7項の規定による事業所資金精算書又は前項の規定による常時資金精算書」に、「うえ、精算残額を生じるときは別記第32号様式による戻入決議書を作成し、当該前渡資金精算書等を添えて、直ちに「出納長」を「上、直ちに会計管理者」に改め、同項に後段として次のように加え、同項を同条第9項とする。

この場合において、精算残額を生ずるときは、別記第32号様式による戻入決議書を添付しなければならない。

第59条第1項中「出納長」を「会計管理者」に、「又は預金通帳、現金出納簿、」を「若しくは預金通帳、第57条第4項の現金出納簿若しくはこれに準ずる帳簿、同条第5項の」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第61条、第63条、第64条第1項、第65条から第67条までの規定、第68条第1項、第69条、第70条、第71条、第74条、第78条第1項、第79条及び第83条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第84条中「出納長及び」を「会計管理者又は」に改める。

第85条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「出納長及び」を「会計管理者又は」に改める。

第88条第1項中「出納長及び」を「会計管理者又は」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第89条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第90条から第92条までの規定中「出納長及び」を「会計管理者又は」に改める。

第94条(見出しを含む。)中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第104条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(出先機関の出納員の報告)」を付し、同条第1項を削り、同条第2項中

「別記第81号様式」を「別記第80号様式」に、「出納長」を「会計管理者」に改め、同項を同条とする。

第105条を削る。

第106条の見出し中「決算報告書」を「報告」に改め、同条中「について別記第82号様式による県税等歳入決算報告書を作成し、指定金融機関の取扱額と照合のうえ、」を「の決算額について」に、「出納長に提出しなければ」を「会計管理者に報告しなければ」に改め、同条ただし書中「出納長」を「会計管理者」に、「提出期限」を「報告期限」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

税務課の収入出納員及び県税出納員は、毎月末日現在をもって、県税等徴収金について科目別の事由、調定額、収入済額、不納欠損額及び収入未済額を指定金融機関の取扱額と照合の上、翌月の会計管理者が定める日までに会計管理者に報告しなければならない。この場合において、金額等に不突合のあるときは、別記第81号様式による差額報告書を提出しなければならない。

第106条を第105条とし、同条の次に次の1条を加える。

(報告書の作成)

第106条 税務課又は出先機関の長は、当該課又は出先機関の出納員が死亡その他の事故等により第104条又は前条第1項の報告書を作成することができないときは、他の職員に命じてこれを作成させなければならない。

第107条から第109条までの規定、第110条第1項及び第111条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第114条中「出納長」を「会計管理者」に改め、「、検査を命じた会計検査員等の職名及び氏名」を削る。

第115条及び第116条第1項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第117条中「出納長が別に」を「会計管理者が」に改める。

第118条中「出納長」を「会計管理者」に改め、「、検査を命じた会計検査員等の職名及び氏名」を削る。

第119条、第120条、第124条第1項、第126条第1項、第127条第2項及び第128条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第129条第1項第3号中「出納長等」を「会計管理者等」に改め、同条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第131条及び第132条第2項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第133条中「出納長に」を「会計管理者に」に、「当日」を「翌日」に改め、同条ただし書中「出納長から別に」を「会計管理者から」に改める。

第134条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第1の表中「療育福祉センター、地域林業支援センター」を「療育福祉センター」に改め、同表精神保健福祉センターの項

及び幡多児童相談所の項中「事務吏員」を「職員」に改め、同表女性相談所の項を削り、同表名古屋事務所の項及び計量検定所の項中「事務吏員」を「職員」に改め、同表農業技術センター果樹試験場の項及び農業技術センター茶業試験場の項を削り、同表農業大学校研修課の項中「技術吏員」を「職員」に改め、同表病害虫防除所の項中「事務吏員」を「職員」に改め、同表家畜保健衛生所（中央家畜保健衛生所を除く。）の項及び地域林業支援センターの項を削り、同表中

栽培漁業センター	水産試験場の次長を兼務する事務吏員
----------	-------------------

を

栽培漁業センター	水産試験場の次長を兼務する職員
栽培漁業センター室戸支所	海洋深層水研究所のチーフを兼務する職員
農業技術センター果樹試験場	チーフ（総務担当）
農業技術センター茶業試験場	場長以外の上席の庶務を担当する職員
海洋深層水研究所	チーフ

に改め、同表教育事務所（中部教育事務所を除く。）の項中「主任（総括）」を「チーフ（総務担当）」に改め、同表心の教育センターの項中「教育センターの次長」を「人権教育課の課長補佐」に改め、同表幡多青少年の家の項中「総務班長」を「チーフ」に改め、同表中「警察事務吏員の会計官（）」を「警察官以外の職員の会計官（）」に、「警察事務吏員の会計庶務課長」を「警察官以外の職員の会計庶務課長」に改め、同表警察事務吏員の会計官及び会計庶務課長を置かない警察署の項を削る。

別表第2中

農業技術センター	総務課長
農業振興センター	総務管理課長

を

農業振興センター	基盤整備課長
----------	--------

農業技術センター	総務課長
----------	------

に改める。

別表第3の表(11)の項中「物品電子調達システム（契約担当者の使用に係る電子計算機と見積書を徴される者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴するためのプログラムをいう。印刷製本費の項において同じ。）」を「用品等調達特別会計」に、「物品電子調達システムに」を「用品等調達特別会計に」に改める。

別記第4号様式及び別記第4号様式の2中

「高知県出納長 様」

を

「高知県会計管理者 様」

に改める。

別記第4号様式の3中

「高知県知事（出納長） 様」

を

「高知県知事（会計管理者） 様」

に改める。

別記第5号様式中

「

出納長（出納員）

」を「

会計管理者（出納員）

」に改める。

別記第7号様式中

「高知県出納長

を

「高知県会計管理者

に改める。

別記第8号様式、別記第12号様式及び別記第14号様式中

「

出納長（出納員）

」を「

会計管理者（出納員）

」に改める。

別記第15号様式中

「高知県出納長（出納員・現金取扱員・歳入金取扱者）」

を

「高知県会計管理者（出納員・現金取扱員・歳入金取扱者）」

に改める。

別記第17号様式中
「高知県出納長

を
「高知県会計管理者

に改める。

別記第18号様式中
「高知県出納長（出先機関出納員）

を

「高知県会計管理者（出先機関出納員）

に改める。

別記第23号様式中

「

出納長（出納員）

」を「

会計管理者（出納員）

」に改める。

別記第25号様式（その1）中

「

出納長（出納員）

」を「

会計管理者（出納員）

」に改め、同様式（その

2）中

「

保存期間 永・10・5・3・1

」

を

「

保存期間 30・10・5・1

」

に改める。

別記第26号様式及び別記第28号様式中

「

出納長（出納員）

」を「

会計管理者（出納員）

」に改める。

別記第31号様式中

「高知県出納長

を

「高知県会計管理者

に改める。

別記第32号様式及び別記第32号様式の2中

「

出納長（出納員）

」を「

会計管理者（出納員）

」に改める。

別記第38号様式中

「出納長
(出納員)」を「会計管理者
(出納員)」に改める。

別記第39号様式の2中「(第57条関係)」を「(第58条関係)」に改める。

別記第40号様式を次のように改める。

第40号様式 (第57条、第58条関係)

				会計管理者 (出納員)			

年 月 日

支出命令者 様

事業所資金残高報告書

年度 月分の事業所資金残高を別紙の証拠書類を添えて報告します。

資金前渡職員 (職名及び氏名) ㊤

年 度	会 計
-----	-----

支出科目(節)	繰越額	当月受入額	払出額	残額	備考
	円	円	円	円	

保管状況 (年 月末現在)

種 別	金 額	備 考
現 金	円	
預 金	円	
そ の 他	円	()
合 計 金 額	円	

第40号様式の3 (第58条関係)

				会計管理者 (出納員)			
年 月 日							
支出命令者 様							
資金前渡職員(職名及び氏名) ㊞							
<u>事業所資金精算書</u>							
事業所資金精算を別紙の証拠書類を添えて報告します。							
年 度				会 計			
支出科目(節)	受領総額	支払総額	残 額	備 考			
	円	円	円				

別記第40号様式の4中

「出納長(出納員)」を「会計管理者(出納員)」に改める。

別記第41号様式中

「出納長(出納員)」を「会計管理者(出納員)」に、

「高知県出納長(出先機関出納員) ㊞」を

「高知県会計管理者(出先機関出納員) ㊞」に改め、同様式備考2中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別記第42号様式中

「出納長(出納員)」を「会計管理者(出納員)」に、

「高知県出納長(出先機関出納員) 様」

を

「高知県会計管理者(出先機関出納員) 様」

に改める。

別記第43号様式中

「高知県出納長(出先機関出納員) 様」

を

「高知県会計管理者(出先機関出納員) 様」

に、

「高知県出納長(出先機関出納員) ㊞」

を

「高知県会計管理者(出先機関出納員) ㊞」

に改める。

別記第44号様式中

「高知県出納長(出先機関出納員) ㊞」

を

「高知県会計管理者(出先機関出納員) ㊞」

に改める。

別記第45号様式中

「高知県出納長

(出先機関出納員) 印」
 を
 「高知県会計管理者
 (出先機関出納員) 印」
 に改める。
 別記第46号様式及び別記第48号様式中
 「 出納長 (出納員) 」を「 会計管理者 (出納員) 」に改める。
 別記第50号様式中
 「 出納長 (出納員) 」を「 会計管理者 (出納員) 」に、
 「 高知県出納長 (出先機関出納員) 印」
 を
 「高知県会計管理者 (出先機関出納員) 印」
 に、
 「高知県出納長 (出先機関出納員) 様」
 を
 「高知県会計管理者 (出先機関出納員) 様」
 に、
 「 高知県出納長 (出先機関出納員) 印」
 を
 「高知県会計管理者 (出先機関出納員) 印」
 に改める。
 別記第51号様式中
 「 出納長 (出納員) 」を「 会計管理者 (出納員) 」に改める。
 別記第52号様式中
 「高知県出納長

(出先機関出納員) 印」
 を
 「高知県会計管理者
 (出先機関出納員) 印」
 に改める。
 別記第53号様式中
 「 出納長 (出納員) 」を「 会計管理者 (出納員) 」に改める。
 別記第55号様式中
 「 高知県出納長 印」
 を
 「高知県会計管理者 印」
 に改める。
 別記第64号様式の2を別記第64号様式の3とし、別記第64号様式の次に次の1様式を加える。

第64号様式の2 (第57条関係)

現 金 出 納 簿

月	年 日	摘 要	収入金額	支払金額	差引き残高
			円	円	円

別記第79号様式から別記第82号様式までを次のように改める。
第79号様式 削除

第80号様式 (第104条関係)

年 月 日

高知県会計管理者 様

年度

年 月分

保管有価証券出納報告書

出先機関出納員

㊞

区 分	前月残高	本 月 分		残 高	備 考
		受入れ高	払出し高		
保管有価証券	円	円	円	円	

第81号様式 (第105条関係)

年 月 日

高知県会計管理者 様

年度

年 月分

差 額 報 告 書

税務課
事務所 出納員

㊞

区 分	本月分までの累計		相 違 額 (1)-(2))
	指定金融機関 (1)	出先機関 (2)	
歳 入 金	円	円	円
理由及びてんまつ			

- 備考 1 この報告書は、指定金融機関の当該金額と相違した場合に提出する。
2 「理由及びてんまつ」欄は、不突合を生じた理由及びその内容をなるべく簡明に記載し、併せてその後の処置を記載する。

第82号様式 削除

別記第83号様式及び別記第84号様式中
「高知県出納長 様」

を
「高知県会計管理者 様」

に改める。
別記第85号様式中
「高知県出納局
(職名及び氏名)」

を
「高知県会計管理局
(職名及び氏名)」

に改める。
別記第94号様式、別記第95号様式及び別記第96号様式から別記
第99号様式までの規定中

「高知県出納長 様」

を
「高知県会計管理者 様」

に改める。
別記第103号様式中
「高知県出納長 様」

を
「高知県会計管理者 様」

に、「前日借入残高」を「前日当座残高」に、
「

2	本日収入額 釣銭返納額 預金取崩し額 預金取崩し額(農業資金) 本日借入額 本日分収入額合計	(B)
---	---	-----

3	本日支出額 釣銭交付額 預金積み上げ額 預金積み上げ額(農業資金) 本日返済額 本日分支出額合計	(C)
---	---	-----

を
「

2	本日収入額 釣銭返納額 預金取崩し額
---	--------------------------

本日借入額 本日分収入額合計	(B)
-------------------	-----

3	本日支出額 釣銭交付額 預金積み上げ額 本日返済額 本日分支出額合計	(C)
---	--	-----

に、「本日借入残高」を「本日当座残高」に、

「

そ の 他	合 計
-------	-----

を

「

当 座 預 金	合 計
---------	-----

に改める。

別記第104号様式から別記第105号様式までの規定中

「高知県出納長 様」

を

「高知県会計管理者 様」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正後の高知県会計規則第54条第4項、第55条第4項、第57条第5項から第8項まで、第58条第1項、第2項、第4項及び第7項から第9項まで並びに第59条第1項並びに別記第37号様式の2、別記第39号様式の2、別記第40号様式から別記第40号様式の3まで、別記第64号様式の2及び別記第64号様式の3の規定は、平成19年度以後にされる資金の前渡について適用し、平成18年度までにされた資金の前渡については、なお従前の例による。